

## 新型コロナウイルス対策（赤道ギニア発着便の減便等）

12日、赤道ギニア政府は、新型コロナウイルス対策として赤道ギニア発着便の減便、国境の閉鎖、入国時の検疫等の措置について発表しました。

### 1 新たな措置に関する政府発表概要

- (1) 赤道ギニアに発着するエールフランス航空、モロッコエア航空、セイバインターコンチネンタル航空、エチオピア航空、ルフトハンザ航空及びトルコ航空は週1便に減便。
- (2) 外交団の訪問の制限。
- (3) 陸海空の国境は閉鎖。ただし、商用品、作業資材、機器を持ち込む船舶、貨物輸送便及び上記(1)の商用便は除く。
- (4) 全ての赤道ギニア国民に国外に旅行しないことを推奨。
  - ・ 赤道ギニア到着時に症状を示す、感染国からの全ての渡航者（赤道ギニア国民及び外国人）に14日間の検疫措置。
  - ・ 新型コロナウイルス対策・監視専門委員会（以下、委員会）の職員によって発行された許可証を提示した場合を除き、症状を示していない渡航者に関しても、14日間の検疫措置。
  - ・ 赤道ギニア国民による国内移動に対する制限拡大。
- (5) 近隣の市町村長や幹部及び家族の責任者は上記措置の遵守の要請及び監督を行う。
- (6) 外出等する場合は、常にマスクを着用すること。
- (7) 国内に居住する全ての国民は、委員会による指示に従うこと。
- (8) 感染の疑いがある場合、保健当局に通報すること（電話：222273815, 222517030）。
- (9) 学校等の責任者は、生徒の症状を注視すること。
- (10) 祝賀行事や大規模集会の中止を推奨。
- (11) 外交ミッションに対する赤道ギニア入国査証の付与禁止。
- (12) 以上の措置を厳守すること。

### 2 新たな措置の期限等

- (1) 当該措置は、新型コロナウイルスの感染及び蔓延の脅威がなくなるまで有効。
- (2) これらの措置の遵守は、2020年3月15日（日）から30日間有効であり、更新される可能性がある。
- (3) 保健省、社会問題省、内務・地方自治体省、国内治安省、法務・宗教・刑務所省、民間航空省及び外務・協力省は、当該措置を最大限遵守するために必要な措置を講じる権限を付与されている。
- (4) 現時点で赤道ギニア国内での感染者は発生していない。

新型コロナウイルス感染症を受け、各種入国制限等を導入・強化している国・地域が増えていきます。以下のリンクや現地報道などをご確認の上、最新の情報を入手するよう努めてください。

また、新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された方は、当館までご一報ください。

参考：査証の制限についてのご案内（外務省 HP）

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1\\_000848.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000848.html)

参考：外務省海外安全 HP（国別感染者数、各国・地域における入国・行動制限措置等）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：赤道ギニア政府及び赤道ギニア保健省 HP

<https://www.guineaecuatorialpress.com/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

※このメールは、送信専用メールアドレスから、在留届を提出された方及び「たびレジ」にご登録の方宛てに配信しています。ご返信いただけませんのでご了承ください。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方はこちら→

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

本件問い合わせ先

在ガボン日本国大使館 領事班（赤道ギニア兼轄）

所在地：Boulevard du Bord de Mer, B.P.2259, Libreville, Gabon

電話番号：(+241)011-73-22-97 / 011-73-02-35

閉館時緊急連絡先：(+241)077-38-73-38